

## 令和8年2月開催【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会のご案内

群馬労働局労働基準部監督課

### 【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会

令和8年2月開催分		
開催日	2/10	2/13
曜日	火	金
対象事業場所在地	高崎・藤岡	前橋
担当署	藤岡署	前橋署
会場	高崎商工会議所 第一会議室	群馬建設会館 ホール

建設業についても、2024年（令和6年）4月から時間外労働上限規制が適用されております。令和8年2月、群馬労働局では上記のとおり【建設事業者向け】「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》を開催いたします。

ご希望があれば建設工事発注者の立場の方も参加可能ですので、参加について積極的にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、委託事業による「上限規制等に関する説明会」について、本年度は上記の説明会をもって終了となります。

※ 多くの建設関係事業者に案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記受託事業者あてお問合せくださるようお願いいたします（事業場の所在地に限定されず、定員に余裕がある場合にはいずれの説明会に参加することも可能です。）。

#### 【案内状発送・お申込み受付・お問い合わせ受付等運営対応】

厚生労働省委託 令和7年度時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催等事業  
受託事業者 株式会社読売エージェンシー『時間外労働の上限規制に関する説明会事務局』  
TEL<03-5226-9911> ※平日 10:00～17:00 E-mail : [jogenkiseisupport@jogenkisei.mhlw.go.jp](mailto:jogenkiseisupport@jogenkisei.mhlw.go.jp)

#### 【申込方法】

時間外労働の上限規制説明会専用 HP URL<<https://jogenkisei.mhlw.go.jp/>>  
もしくは別途郵送でお送りする資料 FAX から申込可能



#### 【説明項目】（開始 14:00～終了 16:30 予定）

- 1 建設事業の働き方改革（時間外労働上限規制）について
- 2 3 6 協定（時間外・休日労働協定届）の窓口指導例
- 3 労働安全衛生規則の改正について
- 4 適正な工期設定について
- 5 同一労働同一賃金の取組について

以上